

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	子ども・若者政策課
委 託 業 務 名	次期大津市子ども・若者支援計画策定のためのニーズ調査及び子どもの生活実態調査業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	<p>●業務目的 次期大津市子ども・若者支援計画の策定に向けて、子ども・子育て支援、青少年育成に係るニーズ調査を行うとともに、子ども・若者やその家庭が抱える実態を把握することで、子どもが生まれる前から自立するまで切れ目なく支援を行うための計画策定の基礎資料とする。また、本計画は令和5年4月1日に施行したこども基本法(令和4年法律第77号)に基づく「市町村こども計画」としての位置付けを予定していることを踏まえ、子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益を実現する計画を策定するための基礎資料とする。</p> <p>●業務内容 ア 本市の子ども・若者支援に係る現状と課題の整理 イ 子ども・子育て支援及び青少年育成に係る市民ニーズ調査及び子どもの生活実態調査の実施、集計、分析 ウ 会議等への出席 エ 報告書の作成</p>
契 約 期 間	委託契約締結日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年8月16日
契 約 金 額	8,580,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪府大阪市北区天満橋1-8-30 [名 称] 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>当該事業は今後5年間にわたり子ども・子育て支援及び青少年育成の施策に関する計画の基礎データとなるものであることから、本事業の趣旨を理解し、大津市の現状を勘案した提案が不可欠である。また、調査業務は計画策定の前段であることから、その実行は本市との連携の上で、迅速かつ確実に行う必要がある。</p> <p>したがって、本市と良好なパートナーシップを築くことはもちろん、委託業者としての経験や信頼に足りえる事業者かを慎重に検証し、総合的に判断した上で決定する必要がある。</p> <p>以上のことから、受託価格の優劣による一般競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式による業者選定を行うものとする。</p>
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。